

返戻金制度について

当社の紹介により就職した求職者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職した場合は、下記のとおり紹介手数料を返還いたします。

ただし、会社都合による一方的な解雇の場合、並びに求人者の求職者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合は、返戻金制度は適用されません。

1. 入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%～100%
2. 入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%

なお、有料職業紹介契約書等で別途定めた場合は当該定めによります。